

組合員番号	
出資口数	
出資金額	

組合員脱退届

令和 年 月 日

宮城中央森林組合長殿

届出組合員 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

宮城中央森林組合定款第13条の規定に従い、組合を脱退したく、
届出致します。

記

1.脱退理由 _____

2.払込済出資金額 _____ 円

3.預り配当金額 _____ 円

4.払戻金額(合計) _____ 円

注)

①組合定款第13条の規定で、提出年度の末日が脱退日とされておりますので、本書の提出後、直ちに脱退とはなりません。

②同じく第13条の規定により、脱退届は、11月1日から12月31日までの間は受付出来ませんのでご了承ください。

(宮城中央森林組合定款抜粋)

(脱 退)

第 13 条 組合員は、事業年度末の 60 日前までにこの組合に書面により脱退の予告をし、その事業年度末に脱退することができる。

(持 分)

第 30 条 この組合の財産についての組合員の持分は、事業年度末において、次の標準により定める。

- (1) 払込済出資金（回転出資金を除く。以下同じ。）の総額に相当する財産については、各組合員の払込済出資額（回転出資金の額を除く。以下同じ。）とする。ただし、その財産が払込済出資金の総額より減少したときは、各組合員の出資額（回転出資金の額を除く。）に応じて減額して算定する。
- (2) 回転出資金の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ回転出資金の額に応じて事業年度ごとに算定して加算する。ただし、その財産が回転出資金の総額より減少したときは、各組合員に算定されている回転出資金の額に応じて減額して算定する。
- (3) その他の財産については、この組合の解散の場合に限り算定するものとし、その算定の方法は、総会で定める。

2 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で 1 円未満のものは、切り捨てる。

(持分の払戻し)

第 31 条 組合員が脱退した場合には、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により算定した持分の払戻しをする。ただし、除名により脱退した場合には、同項第 1 号及び第 2 号の規定により算定した持分の 2 分の 1 とする。

2 組合員が出資口数を減少した場合には、前条第 1 項第 1 号の規定により算定した持分額のうち減少した出資口数に応ずる持分額の払戻しをする。

※森林組合で記入します

組合員番号	※
出資口数	※
出資金額	※

組合員脱退届

令和6年1月31日

宮城中央森林組合長殿

届出組合員 住所 仙台市泉区市名坂字万吉前19番地の1押印お願いします
認印OKです氏名 宮中 太郎

印

電話番号 022-372-3640

宮城中央森林組合定款第13条の規定に従い、組合を脱退したく、
届出致します。

記

1.脱退理由 山林を売却したため2.払込済出資金額 ※ 円3.預り配当金額 ※ 円※2.3.4は森林組合
で記入します4.払戻金額(合計) ※ 円

注)

- ①組合定款第13条の規定で、提出年度の末日が脱退日とされておりますので、本書の提出後、直ちに脱退とはなりません。
- ②同じく第13条の規定により、脱退届は、11月1日から12月31日までの間は受付出来ませんのでご了承ください。